

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	価格高騰緊急支援給付金に係る給付に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、価格高騰緊急支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	価格高騰緊急支援給付金に係る給付に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和6年度住民税非課税世帯への給付金支給事務 (2)令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金支給事務 (3)定額減税補足給付金(調整給付金)の支給事務 (4)定額減税補足給付金(不足額給付金)の支給事務
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市町村民税情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日総務省・デジタル庁令第九号)第2条第160項、第162条 ■情報提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL(0299)63-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 市民福祉部 社会福祉課 TEL(0299)63-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月22日	新規作成			事後	
令和5年6月16日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	価格高騰緊急支援給付金	事後	
令和5年6月16日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 一つの時点の計数か	令和4年9月30日	令和5年6月1日	事後	
令和5年6月16日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 一つの時点の計数か	令和4年9月30日	令和5年6月1日	事後	
令和6年6月28日	評価書名	価格高騰緊急支援給付金に係る住民税非課税世帯給付金に関する事務 基礎項目評価書	価格高騰緊急支援給付金に係る給付に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	価格高騰緊急支援給付金に係る住民税非課税世帯給付金に関する事務 基礎項目評価書	価格高騰緊急支援給付金に係る給付に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 一つの時点の計数か	令和5年6月1日	令和6年7月1日	事前	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 一つの時点の計数か	令和5年6月1日	令和6年7月1日	事前	
令和6年6月28日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第74条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第74条	事前	
令和6年6月28日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）第59条の4 ■情報提供 なし	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年五月二十四日総務省・デジタル庁令第九号）第2条第160項、第162条 ■情報提供 なし	事前	
令和7年4月14日	1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定している特定公的給付の支給を実施するため、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ②特定公的給付の給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和6年度住民税非課税世帯への給付金支給事務 (2)令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金支給事務 (3)定額減税補足給付金（調整給付金）の支給事務	事後	
令和7年4月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 一つの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年2月21日	事後	
令和7年4月14日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 一つの時点の計数か	令和6年7月1日	令和7年2月21日	事後	
令和7年4月14日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業人 為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である。	事後	
令和7年4月14日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年4月14日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年4月14日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】	-	十分である。	事後	
令和7年4月14日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに限定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	事後	
令和7年10月10日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 一つの時点の計数か	令和7年2月21日	令和7年10月1日	事前	
令和7年10月10日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 一つの時点の計数か	令和7年2月21日	令和7年10月1日	事前	
令和7年10月10日	1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和6年度住民税非課税世帯への給付金支給事務 (2)令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金支給事務 (3)定額減税補足給付金（調整給付金）の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）の規定に基づき特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和6年度住民税非課税世帯への給付金支給事務 (2)令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金支給事務 (3)定額減税補足給付金（調整給付金）の支給事務 (4)定額減税補足給付金（不足額給付金）の支給事務		